

# 大洲市民文化会館新築工事設計業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

---

昭和43年に整備された大洲市民会館（以下「市民会館」という。）は、翌年の開館以来、本市の文化・芸術の拠点として多くの市民に親しまれてきた。その一方で、建設から53年が経過し老朽化が進行していることから、市民会館の役割を担う新たな文化施設として大洲市民文化会館（以下「本施設」という。）を整備することとなった。

市民会館が抱える課題の解決を図るとともに、今後ますます多様化・高度化する市民の文化芸術活動に柔軟かつ的確に対応でき、市民の日常的な交流や文化情報発信など、「文化芸術と市民交流」拠点施設の整備を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の大きい公共建築物のライフサイクルコストの縮減のため、施設のZEB化（ZEB Ready）の認証取得を目指している。

大洲市民文化会館新築工事設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本実施要領」という。）では、こうした基本方針等を実現するため、大洲市民文化会館新築工事設計業務（以下「本業務」という。）の契約相手方となる事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

---

### (1) 業務名

大洲市民文化会館新築工事設計業務

### (2) 業務内容

大洲市民文化会館新築工事基本設計及び実施設計

#### ①一般業務

- 1) 基本設計
- 2) 実施設計

#### ②追加業務

- 1) 積算業務
- 2) 透視図作成業務
- 3) 建築確認申請手続き業務
- 4) 省エネルギー関係計算書の作成及び届出業務
- 5) 各種委員会、市民説明会等の支援業務
- 6) その他市が必要とする支援業務

#### ③業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月中旬まで

基本設計 契約締結日の翌日から令和6年2月末（予定）

実施設計 基本設計完了日から令和7年3月中旬

### 3 実施形式

---

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）

### 4 参加資格

---

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。ただし、共同企業体による参加の場合は2者又は3者とし、代表者は以下のすべてを満たす者とし、構成員は（1）から（8）のすべてを満たす者とする。なお、協力事務所を加える場合は、協力事務所は（2）から（5）、（7）及び（8）を満たす者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。
- (6) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和3・4年度一般競争入札参加（測量・建設コンサルタント業務の内、建築関係建設コンサルタント業務）の資格を有する者であること。ただし、資格を有しない場合は、令和4年12月22日（木）（参加申込書等提出期限）までに、後記8（1）④の参加資格確認書類を提出し、資格を有すると認められた者とする。  
なお、この参加資格については、本業務についての参加資格のみであり、本件書面の提出により、令和3・4年度一般競争入札参加への追加登録とはならないため注意すること。
- (7) 募集開始日（公告日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (8) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (9) 令和4年12月22日（木）（参加申込書等提出期限）までに、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するZEBプランナー登録業者である、又は構成員が当該登録業者である、若しくは、代表者の協力事務所が当該登録業者であること。
- (10) 次のいずれかに該当する者が所属（注1）し、かつ、本業務に従事すること。
  - ① 管理技術者又は主任技術者として、平成24年4月1日から令和4年12月22

日（木）（参加申込書等提出期限）までの間に竣工又は竣工予定の300席以上又は延床面積3,000㎡以上の劇場・ホール施設（注2）の建築設計の実績を有する者。ただし、増築の場合は既存部分の面積は含まないものとする。

なお、以前に所属していた事務所等での実績も認めるが、所属していた事務所等の証明（注3）が必要。

② 管理技術者又は主任技術者として、平成24年4月1日から令和4年12月22日（木）（参加申込書等提出期限）までの間に国又は地方公共団体が主催した300席以上の劇場・ホール施設でのプロポーザルやコンペ等（アイデアコンペを除く。）において、最終選考に残った経験がある者。

③ 建築業界における主な賞※の受賞歴がある者

（※建築関連の社団法人等により主催されるもののうち、審査対象が全国規模かつ建築用途が限定されていないものとする。）

例：日本建築学会作品賞・同作品選奨、JIA新人賞、吉田五十八賞、BCS建築賞、JIA建築大賞、公共建築賞等

（上記以外の賞については質問書にて確認すること）

注1：「所属」とは、公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を指す。

注2：「劇場・ホール施設」とは、劇場、コンサート会館、多目的会館のほか、学校等に併設される講堂など、広義の舞台と客席を有する施設を指す。

注3：「所属していた事務所等の証明」については、以前所属していた事務所の所長等の代表者の捺印がある書類（任意様式）を提出する。

## 5 参加に関する制限

(1) 参加にあたっては、協力事務所を加えることを可とするが、当該協力事務所は自ら参加者となることはできない。（協力事務所については、前記4（6）の書類提出は不要）

(2) 協力事務所は複数の参加者の協力事務所となることができる。

(3) 次に掲げる者は、本プロポーザルに参加することはできない。

① 本プロポーザルの審査委員及びその家族（※4）

② 本プロポーザルの事務局関係者及びその家族

③ 上記①又は②に該当する者が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

④ 審査委員が大学等に所属する場合、その委員の研究室に現に所属する者

⑤ 審査委員が企業等に所属する場合、その企業等に現に所属する者

⑥ 本プロポーザルの技術支援業務を受託している者と資本、人事面で関連を有する者

注4：「家族」とは、同居し、又は生計を一にするものをいう。

## 6 実施スケジュール

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

項目	日程
1 募集の公告	令和4年11月24日(木)
2 参加申込書等の提出期間	令和4年11月24日(木) から 令和4年12月22日(木) まで
3 実施要領等に関する質問書受付	令和4年11月24日(木) から 令和4年12月12日(月) まで
4 現場説明会	令和4年12月9日(金)
5 実施要領等に関する質問書回答	令和4年12月16日(金)
6 参加資格の審査結果通知	令和4年12月27日(火)
7 技術提案書等の提出期限	令和5年2月13日(月) まで
8 1次審査(書類審査)	令和5年2月24日(金)
9 1次審査結果通知	令和5年3月1日(水)
10 2次審査(公開プレゼン・ヒアリング)	令和5年3月19日(日)
11 2次審査結果通知	令和5年3月23日(木)
12 契約締結	令和5年4月下旬

## 7 質問の受付及び回答

本実施要領等の内容に対する質問がある場合は、次により質問を受け付けるものとする。

(1) 提出期限

令和4年12月12日(月) 17時まで

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)によるものとし、電子メールにより提出すること。電話又はファックス、口頭による質問は受け付けない。

※なお、本業務の質問書であることを把握しやすくするため、電子メールの件名は次のとおりとする。

「大洲市民文化会館新築工事設計業務質問書」

(3) 提出先(事務局)

大洲市 総務部 財政契約課 市民文化会館建設推進室

代表アドレス：[kensetsu-suishin@city.ozu.ehime.jp](mailto:kensetsu-suishin@city.ozu.ehime.jp)

電話番号：0893-24-1721(直通)

(4) 質問書の回答

令和4年12月16日(金)までに大洲市公式ホームページ(「以下「市ホームページ」という。」にて回答する。<https://www.city.ozu.ehime.jp/life/1/1/160/>

## 8 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び大洲市契約に関する規則等の各規程を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

※本実施要領等の関係書類は、市ホームページからダウンロードして入手すること。

### (1) 提出書類及び部数

① 参加申込書（様式第2号）

→1部（A4判・片面印刷）

② 添付書類

→各8部（A4判・片面印刷、ホチキス止め）

1) 事務所概要書（様式第3号）

2) 応募者の業務実績書（様式第4号）

3) 業務実績調書（様式第5号～第5号その2）

③ 共同企業体結成書類 ※共同企業体による参加の場合のみ提出すること。

→各1部（A4判・片面印刷、ホチキス止め）

1) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書

（大洲市建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（別記様式第9条関係））

2) 共同企業体協定書の写し（任意様式）

④ 参加資格確認書類

→各1部（A4判・片面印刷、ホチキス止め）

※提出不要の場合もあるので、前記4の参加資格（6）を必ず確認すること。

なお、協力事務所は提出不要。

1) 大洲市民文化会館新築工事設計業務参加資格審査申請書（様式第6号～第12号）

2) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

3) 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し

4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規程に基づく一級建築士事務所登録を証する書類の写し

5) 直近1年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

6) 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）※発行から3ヵ月以内、写し可。

7) 個人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）※発行から3ヵ月以内、写し可。

⑤ 返信用封筒（1次審査参加通知及び登録番号を通知する）

→1通（返信先を記載し、84円郵便切手を貼付したもの）

- (2) 提出期限  
令和4年12月22日(木) 17時 必着
- (3) 提出方法  
持参又は郵送  
※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。  
※封筒の表には本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。
- (4) 提出先  
〒795-8601  
愛媛県大洲市大洲690番地の1  
大洲市 総務部 財政契約課 市民文化会館建設推進室(市役所3階)  
TEL : 0893-24-1721(直通)
- (5) 失格事項  
次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。
- ① 前記4の参加資格要件を満たさない者  
※実績要件を前記8の(1)②添付書類(様式第4号)で確認できないものを含む。
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載をした者
- ③ 必要書類が提出期限内に到着しなかった者
- (6) 参加資格審査  
提出された参加申込書等提出書類及び資格確認書類について、事務局で確認を行い、参加申込書等提出者に対し、電子メール及び文書で通知する。

## **9 技術提案書等の提出**

---

1次審査参加通知を受けた参加者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類及び部数
- ① 技術提案書等提出届(様式第13号)  
→1部(A4判・片面印刷、クリップ止め)
- ② 添付書類  
→各8部(A4判・片面印刷、ホチキス止め)
- 1) 取組体制調書(様式第14号)
- 2) 実績確認書(様式第15号～第15号その3)
- 3) 協力事務所に関する調書(様式第16号)

③ 技術提案書

→ 1部 (A 2判 2枚 (横使い))

- 1) 下記の項目に関する技術提案 (テーマに対する考え方) を A 2判 2枚にまとめる。用紙内のレイアウトは自由とするが、記載順は下表のとおりとし、提案項目名を明示すること。

提案項目		主なテーマ
ア	施設計画	・ 肱川流域の美しい自然や育まれてきた豊かな歴史、文化を有する大洲市の特徴や強みを活かした施設整備 ・ 日常的な賑わいを生み出すための施設配置・空間づくり
イ	ホール計画	・ これからの大洲市の文化の発展に貢献する新しいホール計画
ウ	環境配慮・コスト低減	・ 環境負荷の低減やライフサイクルコストの縮減を含めたホールでの ZEB 実現と取組みへの工夫
エ	防災機能、その他の提案	・ 大洲市の地形や気象の特性及び防災関連の整備状況を踏まえた防災への配慮 ・ その他、本事業に有益な提案

- 2) 文字のフォントは、原則 10.5pt、図中の文字は 8.5pt まで可とするが読みやすく表記すること。
- 3) 文章を補完する最小限の写真、イラスト及びイメージ図並びにスケッチは使用してよい。
- 4) 陽画焼き (カラーコピー可) でパネル化しない。
- 5) 技術提案書右下に登録番号 (20pt) を記載し、会社名などを特定できるような記載を行ってはならない。  
※登録番号は、1次審査参加通知と併せて通知する。
- 6) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法 (平成4年法律第51号) に定める単位とする。

- ④ 上記 (1) ③技術提案書の同内容を A 3判 2枚 (横使い) に縮小したもの  
→ 各 8部 (A 3判・片面印刷、クリップ止め)
- ⑤ 上記 (1) ③技術提案書の電子データ (PDF形式)  
→ 1部 (CD-R、DVD-Rのいずれかによる提出とし返却しない。)

(2) 提出期限

令和5年2月13日 (月) 17時 必着

(3) 提出方法

提出する提案は1案とし、持参又は郵送

※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

※封筒の表には本プロポーザルに係る書類が入っていることが分かるように記載すること。

- (4) 提出先  
前記8(4)に同じ
- (5) 留意事項
- ① 参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第17号)を前記8(4)に提出すること。
  - ② 提出された技術提案書の著作権は各提出者に帰属するが、展示、複製、記録作成など、本プロポーザルに関する事務において、市が使用することができるものとする。
  - ③ 技術提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとする。

## 10 提案要件

---

- (1) 事業用地
- ① 所在地  
愛媛県大洲市東大洲198番地 外
  - ② 用途地域、容積率、建ぺい率等  
用途地域 近隣商業地域、第1種住居地域  
容積率 200%  
建ぺい率 近隣商業地域 80%  
第1種住居地域 60%
  - ③ 敷地面積  
約16,000㎡  
建設用地(第1駐車場含む)約11,500㎡(近隣商業地域)  
第2駐車場用地 約2,400㎡(近隣商業地域・第一種住居地域)  
第3駐車場用地 約2,100㎡(第一種住居地域)  
※敷地内にある水路については移設可能。
  - ④ 鉄道最寄り駅  
JR伊予大洲駅
  - ⑤ 接道状況  
北側 国道56号  
東側 大洲市道東大洲6号線  
西側 大洲市道東大洲5号線  
大洲市道白形農協裏線
  - ⑥ 周辺施設  
大洲市総合福祉センター、大洲市総合体育館



## (2) 施設概要

### ① 施設構成・機能

「大洲市民文化会館整備基本計画」を参照のこと。

### ② 施設規模

延床面積5,500㎡程度を想定。

### ③ 構造及び階層

構造：自由。ただし関係法令に合致すること。

階数：関係法令に合致すること。

### ④ 想定建設工事費

外構工事を含めて約57億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### ⑤ 駐車場

300台程度収容を想定する。

## (3) ZEB化の取組み

本施設はZEB Ready（エネルギー削減率50%以上）とする。

## (4) 本プロポーザルにおける参考資料

### ① 大洲市民文化会館（仮称）整備基本構想

### ② 大洲市民文化会館整備基本計画

### ③ 附近見取図

### ④ 敷地図

### ⑤ 敷地写真

### ⑥ 用途地域図

### ⑦ ハザードマップ (<https://www.city.ozu.ehime.jp/bousai/hazardmap/index.html>)

※現時点のハザードマップは、平成31年に作成されたものであり、肱川河川激甚災害対策特別事業完了後には、見直しを予定している。

### ⑧ 肱川緊急治水対策資料一部抜粋（国土交通省）

### ⑨ 大洲市総合福祉センター（建設予定地の隣接施設）地質調査資料

（建設予定地における地質調査は令和5年度に実施予定）

## 11 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

本プロポーザルの審査は、2段階方式（1次審査及び2次審査）で行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。

審査は、次に掲げる委員（五十音順）により構成される「大洲市民文化会館設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

五十音順

委員名	所属等
井上 高 秋	国土交通省四国地方整備局営繕部 営繕調査官
勝 又 英 明	東京都市大学 名誉教授
郡司島 宏 美	愛媛大学大学院理工学研究科 准教授
徳 永 善 彦	大洲市副市長
松 岡 邦 吉	愛媛県建築士事務所協会 常務理事兼南予支部長

### (2) 1次審査（書類審査）

- ① 1次審査日 令和5年2月24日（金）予定
- ② 実施方法 審査委員会による、非公開での書類審査  
技術提案書に基づき、2次審査に参加できる者を5者程度選考する。
- ③ 結果の通知 1次審査参加者全員に対し電子メール及び文書で通知するほか、2次審査参加者を市ホームページにて公表する。

### (3) 2次審査（公開プレゼン・ヒアリング）

- ① 2次審査日 令和5年3月19日（日）10時から 予定  
場所：大洲市役所大ホール 予定
- ② 実施方法 審査委員会による、プレゼン・ヒアリングでの最終審査。  
1提案者について、プロジェクターを用いたプレゼンテーション（発表時間15分、質疑応答20分）を予定している。
- ③ 結果発表 ヒアリング後に、審査委員会による非公開での審査を行い、当日結果を発表する。
- ④ 結果の通知 2次審査参加者全員に対し電子メール及び文書で通知するほか市ホームページにて公表する。

### (4) 2次審査に係る留意事項

- ① 出席者  
参加者の組織に所属し、当該業務に参画予定の管理技術者を含めた3名までとする。協力事務所の出席は認めない。
- ② 説明事項  
プレゼンテーションは、管理技術者又は建築（意匠）主任技術者が技術提案書に記載されている内容の範囲で説明を行うこと。

### ③ その他

- 1) プレゼンテーションの詳細は、2次審査参加通知と併せて通知する。
- 2) プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクターは市が用意し、その仕様については、2次審査参加通知と併せて通知する。
- 3) プレゼンテーションでの動画や模型の使用は不可とする。

### (5) 失格事項

- ① 前記4の参加資格要件を満たさない者
- ② 実施要領等の条件に違反する表現、書類の提出をした者
- ③ 提出書類に不備又は虚偽の記載をした者
- ④ 必要書類が提出期限内に到着しなかった者
- ⑤ 審査委員又は事務局関係者に直接、間接を問わず、本業務に関する助言や連絡を求めること、又は不正な接触などを行った者
- ⑥ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為をした者

### (6) 非選定理由に関する事項

選定されなかった者は、審査結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により、市長に対し説明を求めることができる。これに対する回答については、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土・日・祝日を除く）以内に、書面により行う。

なお、説明請求は、前記8（4）に提出すること。

## 12 契約に関する事項

---

### (1) 契約金額

市の定める算定方式により算出した金額を上限とする。

### (2) 提案内容の調整

受託候補者の技術提案書に記載された全内容を承認するものではないため、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正、変更する場合がある。

### (3) 契約の締結

選定された受託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手方とし、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとする。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、次点者と契約に向けた交渉を行う。

### (4) 業務委託料の支払条件

本業務に係る委託料の支払いは、「大洲市業務委託契約約款」に記載のとおりとする。

### 13 提出書類の取扱い

---

- (1) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めない（市からの指示があった場合を除く。）
- (2) 技術提案書等に記載した予定技術者は、変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。
- (4) 2次審査参加者の技術提案書については、受託候補者特定後一定期間、市ホームページ等で公表する。

### 14 情報公開及び提供

---

大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）の規定による請求に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、第三者に開示することができるものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。）に該当するものについては非公開とする。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

### 15 その他留意事項

---

- (1) 本プロポーザルは、令和5年度大洲市一般会計当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、本業務委託に係る予算が成立しなかった場合には契約は行わないものとする。この場合、本プロポーザルに要した費用について市に請求することはできないものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、中断、または取り消すことがある。この場合においても本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする
- (5) 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

## 16 現場説明会について

---

現場説明会に参加を希望する場合は、事前に参加申し込みを行うこと。

なお、1者につき2名までの参加とする。

(1) 申込期限

令和4年12月5日（月） 17時まで

(2) 申込方法

現場説明会参加申込書（様式第18号）によるものとし、電子メールにて申し込みを行うこと。

(3) 申込先

前記7（3）に同じ

(4) 現場説明会

実施日時：令和4年12月9日（金）14時から

集合場所：大洲市総合福祉センター（建設予定地隣）

持参品：身分を証明できる書類（建築士免許証等）

※詳細の日程等は、申し込みのあった者に対し電子メールで通知する。